

電気通信大学寄附講義規程

制定 令和3年11月17日規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における寄附講義の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 寄附講義は、奨学を目的とする民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）からの寄附を有効に活用して、本学の主体性の下に設置及び運営し、もって本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「寄附講義」とは、情報理工学域又は大学院情報理工学研究科において行われる授業科目の授業に相当するものを開講するもので、民間機関等からの寄附によりその運営に係る必要な経費を賄うものをいう。

(名称)

第4条 寄附講義には、当該寄附講義における教育内容を示す名称を付与するものとする。

2 寄附講義の名称には、寄附者又は寄附の趣旨が明らかになるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 情報理工学域長及び大学院情報理工学研究科長（以下「部局長」という。）は、民間機関等から寄附講義の設置に係る資金の寄附の申込みを受けようとする場合には、学長に設置を申請するものとする。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 寄附講義設置申請書（別記様式第1号）

(2) 寄附講義の概要（別記様式第2号）

(設置の決定)

第6条 学長は、前条により寄附講義の設置について申請があった場合に、当該寄附講義の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めるときは、教育研究評議会及び役員会の議を経て、その設置を決定するものとする。

(存続期間等)

第7条 寄附講義の存続期間は、原則として2年以上4年以内とする。

2 寄附講義の存続期間は、更新することができる。この場合において、更新の手続は、設置の例によるものとする。

(授業科目の運営責任者)

第8条 寄附講義による授業科目の授業を開講する部局長は、本学の専任教授又は准教授のうちから、当該授業科目の運営責任者を選出する。

2 運営責任者は、寄附申込者と授業内容等について協議するとともに、当該授業科目の運営、連絡調整及び成績管理等についての任を負うものとする。

(経費等)

第9条 寄附講義に係る諸経費等に対する寄附の受入れ及び経理は、別に定めるところにより、奨学寄附金によるものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、基金によることができる。

2 前項の寄附については、寄附講義の存続期間に係る必要な額を、当初に一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、年度ごとに必要な額を受け入れることができるものとする。

(内容等の変更)

第10条 寄附講義の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、設置の例によるものとする。

(概要の報告)

第11条 部局長は、寄附講義が終了したときは、その概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

(この規程によりがたい場合の措置)

第12条 学長は、この規程によりがたい特別な事情があると認める場合には、本学の教育研究に支障のない範囲で、寄附申込者の意向等を踏まえて、寄附講義の取扱いを決定することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

寄 附 講 義 設 置 申 請 書

（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

申請者
職名
氏名

下記のとおり寄附講義の設置を申請します。

記

- 1 寄附講義の名称
- 2 設置の類・専攻等
- 3 設置目的
- 4 存続期間
- 5 寄附申込者
住所
法人・団体等名
代表者職・氏名
- 6 寄附金の総額
- 7 寄附方法
- 8 その他

別記様式第2号（第5条関係）

寄 附 講 義 の 概 要

- 1 類・専攻名
- 2 寄附講義の名称
- 3 寄附申込者
- 4 寄附申込者の概要
- 5 寄附予定額
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 運営責任者職名及び氏名
- 10 寄附講義の教育概要（カリキュラムを含む。）
- 11 現在のカリキュラムに照らした寄附受入れの必要性